

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月24日

岐阜県揖斐郡池田町長 竹中 誉

送 達 す る 書 類	送 達 を 受 け る 者
地方税法の規定により送達する書類 (14249__R8)	古別府 賢治